

二子橋梁橋脚ミューラルアート制作等業務委託仕様書

1 委託件名

二子橋梁橋脚ミューラルアート制作等業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和 9（2027）年 3 月 31 日（水）まで

3 履行場所

川崎市高津区瀬田地先（東急田園都市線二子橋梁橋脚）

4 業務の目的

本市では、川崎が自らの可能性を広げることができるまちであると認識され、国内外からアーティストが集い、市内の建物や道路上の構造物等に、景観を損なわない範囲でミューラルアートを施すことにより、まちにアートが溢れ、誰もが気軽に若者文化のアートに触れることができることを目指している。

また、令和 9 年 4 月に供用開始予定の瀬田河川敷コンクリート広場（仮称）（以下、「コンクリート広場」と言う。）については、多目的な利用に供するとともに、地域に愛される広場となることを目指している。

これらを踏まえ、本業務は、コンクリート広場に隣接する二子橋梁橋脚の壁面にミューラルアートを制作し、広場の象徴として地域住民や広場利用者に親しまれ、愛着を持たれる空間を創出することで、若者文化としてのミューラルアートの発信及び地域への愛着醸成を図るとともに、広く市内外へ若者文化の魅力を発信することを目的とする。

5 対象壁面（別紙参照）

場 所：川崎市高津区瀬田地先（東急田園都市線二子橋梁橋脚）

サイズ：高さ：約 5m、幅：約 17.5m（対象壁面のうち制作可能な範囲）

素 材：コンクリート

6 業務内容

（1）ワークショップ

ミューラルアート制作にあたり、コンクリート広場の周辺住民、利用予定者等を対象として、テーマ決めを主な議題とし、地域住民等の意見を把握するためのワークショップを 1 回以上開催すること。ワークショップの広報、準備及び運営業務を行うこと。なお、開催日時等については、委託者と協議の上、決定すること。

（2）ミューラルアートの制作

対象壁面に、（1）で選定したテーマに基づいたミューラルアートを制作する。

ア 制作テーマ

「4 業務の目的」の趣旨を踏まえ、かつ、(1)の議論に基づき、制作テーマを設定すること。
ただし、公共の場であることを踏まえ、河川敷の景色に調和するように工夫し、景観を損なわないデザインとすること。

イ 下地処理

制作を開始する前に、壁面の洗浄及び下地処理を行うこと。

ウ 制作技法

耐候性を有する屋外用塗料を使用すること。なお、耐候期間は約5年を標準仕様とする。

エ 安全対策

本アートを制作するに当たり高所作業が発生することから、受注者は、本業務の実施に必要な法令上の資格を有する者、講習修了者その他必要な技術者を配置するとともに、関係法令を遵守し、安全対策を十分に講じること。また、業務実施に当たり必要な保険に加入すること。なお、事故等が発生した場合は、速やかに発注者へ報告すること。

オ 制作アーティスト

本アートの制作に当たっては、提案時に示したアーティスト又はこれと同等以上の実績及び能力を有する者を中心として実施すること。なお、提案時に示したアーティスト以外の者が制作を行う場合は、その者の実績等が確認できる資料を提出し、あらかじめ発注者の承認を得ること。

(3) 地域住民等の本アートへの愛着醸成に関する提案

本アート制作を通じて、コンクリート広場の周辺住民、利用予定者等が本ミューラルアートに親しみや愛着を持てるよう、具体的な取組を提案し、実施すること。なお、提案に当たっては、必要に応じて(1)のワークショップで得られた意見を反映すること。また、令和9年3月末に予定している広場のお披露目イベントを予定しているため、同イベントの実施事業者と連携し、アートに関しても地域へのお披露目に係る取組を実施すること。

(4) 記録撮影

次年度以降の広報及びコンクリート広場のPR動画制作等に活用できるよう、ワークショップ及びミューラルアートの制作過程等の様子を写真及び映像により記録すること。

7 制作内容及び表現の遵守事項

制作内容及び表現は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令に違反するもの又は違反するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの
- (4) 政治性、宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人又は団体の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (9) 営利を目的とする宣伝、又はそれらに類する内容を含むもの
- (10) 第三者の著作権、商標権、肖像権などを侵害するもの

- (11) 特定のキャラクターやタレントの権利に抵触する恐れのあるもの
- (12) 個人、企業、団体などを中傷したり、プライバシーを侵害したりするもの
- (13) 委託者が公共空間への設置にふさわしくないと認めるもの

8 関係法令等に基づく留意事項

(1) 屋外広告物に関する留意事項

本業務において制作するミューラルアートは、屋外に常時設置し、多くの人の目に触れるものであることから、次の事項に留意すること。

- ① 屋外広告物法に定める屋外広告物に該当するが、川崎市屋外広告物条例第7条第1項第2号の規定に基づき、地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物に該当することから、同条例第3条から第5条の規定は適用しないものとする。
- ② 川崎市景観計画第5章「屋外広告物等による景観形成に関する事項」を理解の上、制作すること。

(2) 関係者等の意見聴取

良好な景観の形成、風致の維持及び公衆に対する危害の防止等の観点から、ミューラルアートのデザインについて、発注者が必要と認める場合は、東急電鉄株式会社その他関係者又は地域住民等の意見を聴取するものとする。また、当該意見を踏まえ、委託者は受注者に対し、ラフ案その他デザイン内容の修正を求めることができるものとする。

9 成果品

本業務の成果品は、対象の壁面に制作したミューラルアート並びに次に定めるものとし、対象の壁面に制作したミューラルアート以外の納品先は、川崎市市民文化局市民文化振興室とする。

- (1) 現地完成写真 1部
- (2) 制作過程等の記録写真及び映像
- (3) その他参考資料（制作期間、アーティスト情報等をまとめたもの） 1式
- (4) 上記を収めた電子データ 1式

なお、受注者が作成した写真、映像、資料その他の成果品に関する著作権は委託者に帰属するものとする。ただし、ミューラルアートの著作権等については、「10 制作物の取り扱いについて」に定めるところによる。

10 制作物の取り扱いについて

本業務において、ミューラルアートの完成デザイン画及び完成デザイン画を対象壁に制作したミューラルアート（以下において「制作物」という。）の取り扱いについては、下記のとおりとする。

- (1) 受注者は、発注者が制作物を無期限かつ無償で利用できるよう必要な権利処理を行うものとする。
発注者は、制作物について、複製、公表、展示、頒布、公衆送信、翻案その他必要な利用を行うことができるものとし、広報啓発、利用促進、記念品等の制作その他行政目的のために使用することができるものとする。
- (2) 将来的に制作物が劣化した場合は除去が想定されるため、受注者は制作物の掲載期間満了日を制

定せず、本市が独自で行う旨の了承を著作者に得なければならない。

11 掲出期間について

ミューラルアートの掲出期間は、5 年を基本とし、除去等の判断については、発注者が現地状況や社会情勢等を踏まえ判断するものとする。

この他、制作物の維持管理、修復（落書き等による汚損も含む）についても、発注者が現地状況等を踏まえ判断し、実施するものとする。

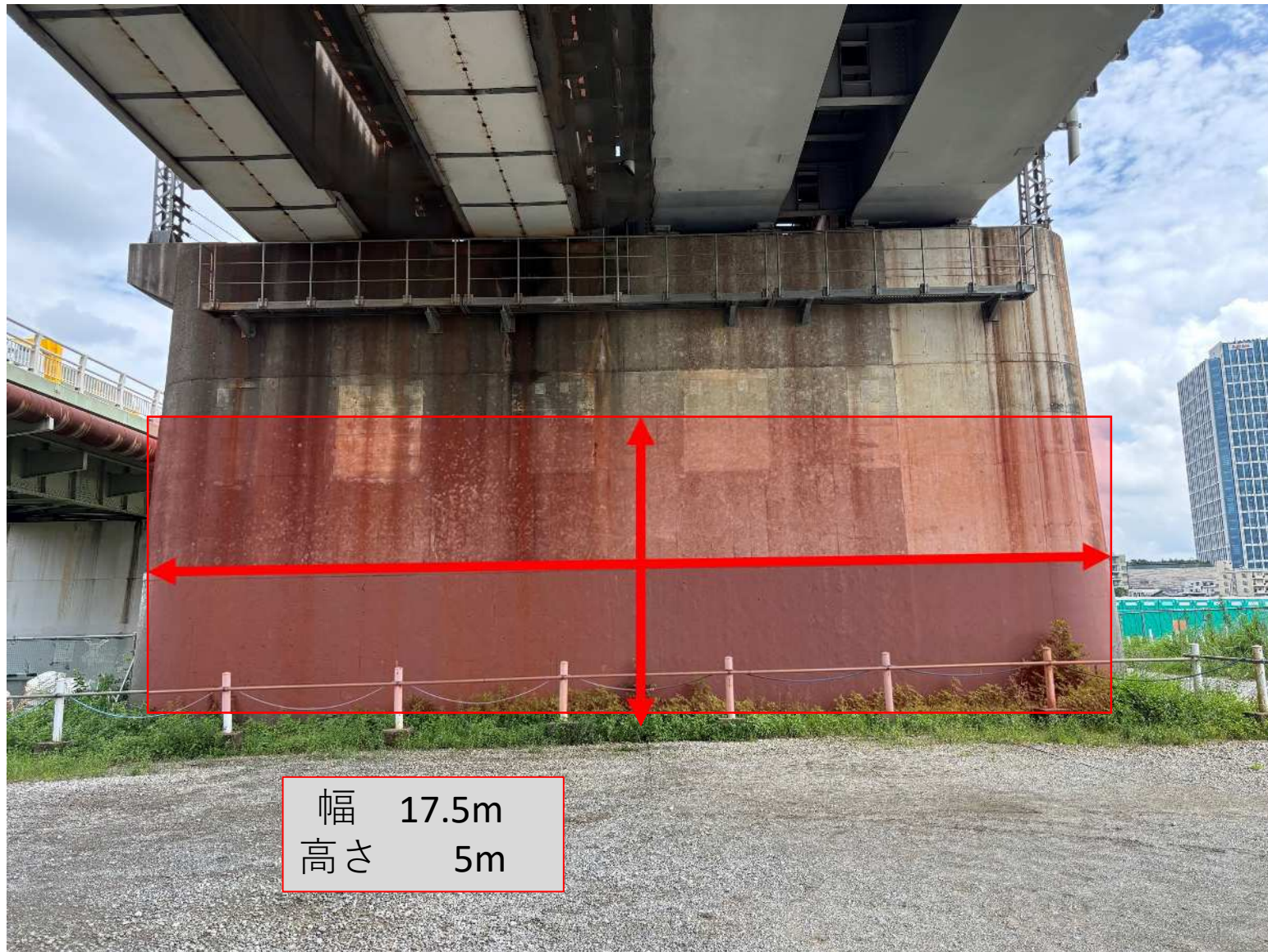
12 その他

- （1）アートに関する紹介や問合せ先等を記載した案内表示を 1 基作成すること。なお、設置場所、仕様及び記載内容については、発注者と協議の上決定すること。
- （2）本業務の実施に必要な経費は、全て委託料に含むものとする。なお、下地補修等、制作に関連して発生する作業については、原則として受託者が負担するものとする。
- （3）実際のデザイン制作については、施工前に発注者と協議を重ねた上で決定し、施工すること。
- （4）受注者は、関係法令等を遵守するとともに、発注者と綿密に協議しながら本業務を実施すること。

瀬田コンクリート広場(仮称) 整備予定地



対象壁面 詳細





←コンクリート広場整備予定地

↑ 東急田園都市線「二子玉川駅」

↓ 東急田園都市線「二子新地駅」（徒歩4分）